

県立横浜南陵高等学校の施設の利用について

1 御利用いただける施設

テニスコート、屋外用トイレ

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込み方法

初めて利用申込みをする際や、年度当初の利用申込みの際には、利用者名簿を学校に提出し団体登録をしてください。

利用希望日の属する月の前月初日から20日(20日が休日にあたる場合は、休日前必着)までの間に、施設利用申込書(様式1)を提出してください。申込みはFAX又は持参。

(3) 申込み調整結果

調整結果については、25日(25日が休日にあたる場合は、休日明け)までに決定し、利用可能であれば「利用承認書」を交付します。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- 当日利用前には、必ず事務室にお立ち寄りいただき学校施設管理員にこれから利用する旨お伝えください。利用後は必ず「施設利用日誌」を事務室に提出してください。
 - 学校敷地内は全面禁酒・禁煙です。
 - 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
 - 利用後は必ず利用場所の清掃、整備を行い、利用前の状態にもどしてください。ごみは持ち帰ってください。
 - 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
 - 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校施設管理員に連絡など、P3緊急時連絡先を参照)。
 - 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
 - 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
 - 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。
 - 自動体外式除細動器(AED)は事務室横に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
 - 申込み状況によってはコート1面(施設の半分)の利用となる場合があります。
- ※ 利用状況によっては今後の利用をお断りする場合があります。

緊急時連絡先

- 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。
 - ・ 警察110
 - ・ 消防119
 - ・ 横浜市港南区休日急患診療所連絡先045-842-8806

- 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校施設管理員に連絡を入れてください。